

福岡県に在住する新1年生保護者等の方へ

公立学校在籍者用

～高校生等奨学給付金のお知らせ～

(返還の必要はありません。)

(**新入生には前倒し給付を行います。**)

福岡県では、生活保護（生業扶助）受給世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費等）への支援を行うために、高校生等奨学給付金を支給しています。令和2年4月から、年度当初、特に負担の大きい新入生に対して4月～6月分給付額を前倒しして給付します。

■対象となる世帯

入学の日現在、次の**全て**に該当する世帯

(1) 生活保護（生業扶助）受給世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯であること。

※ この奨学給付金は、生活保護の収入認定から除外されます。

(2) 保護者等が福岡県内に住所を有すること。

※ 保護者等が県外に住所を有している場合は、在住する都道府県にお問い合わせください。

(3) 生徒が高等学校等に在学していること。

※ 高等学校等とは、高等学校・中等教育学校後期課程・専修学校高等課程・高等専門学校・高等学校等専攻科等のこと（特別支援学校の高等部は含まれません。）です。

(4) 生徒が平成26年4月1日以降に高等学校等に入学し、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する高校生等であること。

■支給額（国公立学校）

入学の日の世帯の状況に応じ、高校生等1人につき次の金額が支給されます。

○全日制・定時制

世帯区分		前倒し給付額 (今回支給)	年間予定額 (円)	7月以降の給付 予定額 (円)
生活保護世帯		8,075	32,300	24,225
非課税 世帯	①高校生等が2人以上いる世帯の1人目の高校生等 ②15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいない世帯の高校生等	21,000	84,000	63,000
	①高校生等が2人以上いる世帯の2人目の高校生等 ②15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等	32,425	129,700	97,275

○通信制・専攻科に在学する高校生等がいる世帯

世帯区分	生徒区分	前倒し給付額 (今回支給)	年間予定額 (円)	7月以降の給付 予定額 (円)
生活保護 世帯	全日制・定時制・通信制に在籍する者	8,075	32,300	24,225
	専攻科に在籍する者	9,125	36,500	27,375
非課税 世帯	全日制・定時制に在籍する者	32,425	129,700	97,275
	通信制・専攻科に在籍する者	9,125	36,500	27,375

(注) なお、年間予定額及び7月以降の給付予定額は、7月1日の世帯状況（所得・扶養の状況）が入学の日と変わった場合、変更になることがあります。

高校生等奨学給付金申請のご案内 ～新入生前倒し給付～

■申請方法

高校生等奨学給付金の支給を受けるには、在籍する学校を經由して福岡県に申請書等を提出する必要があります。

下記提出書類を学校事務室に提出してください。

■提出書類

必ず提出が必要な書類

- ①提出書類チェックリスト（提出する書類にチェックしてください。）
- ②高校生等奨学給付金受給申請書（様式1（その2-2））
- ③課税証明書類
- ④入学の日現在の世帯状況がわかる書類
 - ア 生活保護を受給されている方
入学の日現在、生活保護を受給していることがわかる書類
※生業扶助を受給していることがわかる書類である必要があります。
 - イ 上記ア以外の方
 - (1) 健康保険証の写し（前倒し給付額が32,425円となる世帯のみ）
※高校生等本人分と、入学の日現在で15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の被扶養者及び23歳以上の高校生等のうちでいずれか1名分（計2名分）を提出してください。
 - (2) 扶養申立書（国民健康保険証の場合のみ）
※高校生等本人以外に兄弟姉妹がない場合は、(1)及び(2)の提出は不要です。
- ⑤債権者登録申出書（既に登録していて、登録内容に変更がない方は提出不要です。）
※振込口座を登録するための用紙になります。
- ⑥在学証明書（様式2）
※在籍する学校に提出し、証明を受けてください。

その他の提出書類

- 高校生等奨学給付金と学校徴収金等の相殺を希望する場合
委任状

■今後の予定

申請書の提出を受け、審査を行った後、速やかに支給を行います。

高校生等奨学給付金申請のご案内 ～家計急変の新入生前倒し給付～

■申請方法

高校生等奨学給付金の支給を受けるには、在籍する学校を經由して福岡県に申請書等を提出する必要があります。

下記提出書類を学校事務室に提出してください。

■提出書類

必ず提出が必要な書類

- ①提出書類チェックリスト（提出する書類にチェックしてください。）
- ②高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書（様式1（その3-2））
- ③家計が急変したことを判断する書類（以下全てを提出する。）
 - (1) 家計が急変したことを証するもの
（離職証明書、直近の賞与明細書、家計急変前後の給与明細書3箇月分など）
 - (2) 申立書
（様式任意、家計急変の事由、今後の収入状況等を記載すること）
 - (3) 税額控除等を確認できるもの
（最新の源泉徴収票、課税証明書など）
- ④入学の日現在の世帯状況がわかる書類
 - (1) 健康保険証の写し
（年間給付額が129,700円（前倒し給付額が32,425円）となる世帯のみ）
※高校生等本人分と、入学の日現在で15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の被扶養者及び23歳以上の高校生等のうちでいずれか1名分（計2名分）を提出してください。
 - (2) 扶養申立書（国民健康保険証の場合のみ）
※高校生等本人以外に兄弟姉妹がない場合は、（1）及び（2）の提出は不要です。
- ⑤債権者登録申出書（既に登録していて、登録内容に変更がない方は提出不要です。）
※振込口座を登録するための用紙になります。
- ⑥在学証明書（様式2）
※在籍する学校に提出し、証明を受けてください。

その他の提出書類

- 高校生等奨学給付金と学校徴収金等の相殺を希望する場合
委任状

■今後の予定

申請書の提出を受け、審査を行った後、速やかに支給を行います。